

ケアハウスいこい 重要事項説明書

1、事業主体概要

設置者の名称	特定非営利活動法人 MINNA なんもく
法人所在地	〒370-2802 群馬県甘楽郡南牧村大字1247番地
代表者氏名	理事長 市川 富夫
設立年月日	2015年8月27日

2、施設概要

施設の名称	ケアハウスいこい
施設の所在地	〒370-2802 群馬県甘楽郡南牧村大字小沢1247番地
施設長名	茂木 雅弘
電話番号	0274-60-5505
FAX 番号	0274-60-5506
開設年月日	2016年5月16日
定 員	20名
種 類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (群馬県1072400623)
指定年月日	2016年6月1日

損害賠償責任保険加入先 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3、事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

入居者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とします。

(施設運営の方針)

施設は、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、また要介護状態になった場合でも入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期すことを基本方針とします。

4、利用要件

- (1) 年齢が60歳以上の方。
但し、夫婦利用の場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できます。
- (2) 家族との同居が困難である方。
- (3) 認知症※、精神疾患、伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴わず共同生活が可能である方。(※常時見守りが必要な中重度の認知症の方)
- (4) 生活費に充てることができる所得があり、施設利用料を継続的に支払う事が可能な方。
- (5) 身元引受人が得られる事。但し特別の事情があると認められる場合は要しない。
- (6) おおむね要介護3未満の方(立ち上がり、立位を保つことができ、尿意や便意がある方など。詳細はご相談ください)

※ 介護サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。

5、職員の配置基準と職務

職 種	職 務 内 容	配 置	勤 務 体 制
1、施設長	従業者の管理及び業務管理の総括	1名	常勤兼務
2、事務職員	庶務、会計事務	2名	非常勤
3、生活相談員	生活相談、面接、援助	2名	常勤兼務
4、介護職員	日常生活の介護、援助	6名	常勤・非常勤
5、看護師	健康管理とケア	1名	常勤専従
6、栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名	非常勤専従
7、調理員	献立に基づき食事提供	2名以上	常勤・非常勤
8、宿直員	宿直業務	2名以上	非常勤
9、機能訓練指導員	心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指す	1名	非常勤兼務
10、計画作成担当者	介護予防計画、介護計画を作成	1名	常勤兼務

6、居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	面 積	備 考
個室（1人部屋）	20室	21.76㎡	夫婦部屋2組可能
食 堂	1箇所	54.05㎡	
交流室／機能訓練室	1箇所	51.30㎡	
浴 室	2箇所	9.13㎡×2	男女別
一時介護室	1室	12.45㎡	
相談室	1室	9.45㎡	
洗濯・汚物室	1室	8.00㎡	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：居室全室に医療用ベッド、チェスト、トイレ、洗面台、ミニキッチン、IHヒーター、衣類等収納設備完備

7、施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 【食事時間】 朝食：7時40分～8時40分 昼食：正午～13時 夕食：18時～19時 ※都合で提供時間は前後することがあります。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴の時間は次のとおりです。 【入浴時間】 10時～正午 ※都合で入浴時間は前後します。 月曜日～土曜日（日・祭日を除く）
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の健康を確保するため、年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。 ・利用者から相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介等必要な援助を行います。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の生活を実りあるものとするため必要な教養娯楽設備を整えるとともに適宜レクリエーション行事を企画します。 ・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき、施設が代わって行います。

※日常生活上特別な介護を要する状態の方、また入居後に日常生活上特別な介護を要する状態となった方は、介護サービスが導入できるよう、所要の措置を取り、介護サービスを提供します。

8、利用料

(1) サービスの提供に要する費用・生活費・管理費 (単位：円)

対象収入による階層区分		基本利用料金 (月額)			管理費※	水光熱費 *	合計	
		生活費	サービスの提供に要する費用				一般	特定
			一般	特定				
1	1,500,000 円以下	44,510	10,000	10,000	3,100	1,810	59,420	59,420
2	1,500,001 円から 1,600,000 円まで	44,510	13,000	13,000	3,100	1,810	62,420	62,420
3	1,600,001 円から 1,700,000 円まで	44,510	16,000	16,000	3,100	1,810	65,420	65,420
4	1,700,001 円から 1,800,000 円まで	44,510	19,000	19,000	3,100	1,810	68,420	68,420
5	1,800,001 円から 1,900,000 円まで	44,510	22,000	22,000	3,100	1,810	71,420	71,420
6	1,900,001 円から 2,000,000 円まで	44,510	25,000	25,000	3,100	1,810	74,420	74,420
7	2,000,001 円から 2,100,000 円まで	44,510	30,000	30,000	3,100	1,810	79,420	79,420
8	2,100,001 円から 2,200,000 円まで	44,510	35,000	35,000	3,100	1,810	84,420	84,420
9	2,200,001 円から 2,300,000 円まで	44,510	40,000	40,000	3,100	1,810	89,420	89,420
10	2,300,001 円から 2,400,000 円まで	44,510	45,000	45,000	3,100	1,810	94,420	94,420
11	2,400,001 円から 2,500,000 円まで	44,510	50,000	50,000	3,100	1,810	99,420	99,420
12	2,500,001 円から 2,600,000 円まで	44,510	57,000	57,000	3,100	1,810	106,420	106,420
13	2,600,001 円から 2,700,000 円まで	44,510	64,000	64,000	3,100	1,810	113,420	113,420
14	2,700,001 円から 2,800,000 円まで	44,510	71,000	71,000	3,100	1,810	120,420	120,420
15	2,800,001 円から 2,900,000 円まで	44,510	78,000	75,100	3,100	1,810	127,420	124,520
16	2,900,001 円から 3,000,000 円まで	44,510	85,000	75,100	3,100	1,810	134,420	124,520
17	3,000,001 円から 3,100,000 円まで	44,510	92,000	75,100	3,100	1,810	141,420	124,520
18	3,100,001 円以上	44,510	107,400	75,100	3,100	1,810	156,820	124,520

*水光熱費は居室にかかる費用です。1か月に満たない利用であっても日割計算はできません。

※管理費は31日換算(日額100円)

1 ヶ月の利用料

- ・月額利用料は、「サービスの提供に要する費用」「生活費」「管理費」の合計です。
 - ・生活費には、11月～3月の間、冬季加算として別途2,280円が加算されます。
 - ・食費は10日前までに取消をした場合は、1食毎の食費の実費が差し引かれます。
(朝食 300円 昼食 340円 夕食 360円)
 - ・「対象収入」は前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
 - ・夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、上記の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。
- ※「サービスの提供に要する費用」「生活費」「管理費」「冬季加算」については、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案し、群馬県知事が定める額を上限額として、変更されることがあります。

(2) 介護サービス利用料

入居者の介護サービスに関する料金					
要介護認定等の結果	介護費単位	介護費の額	介護費の目安 (30日分)	介護費と加算の 合計の目安 (30日分)	利用者負担分 の目安 (30日分)
自立	—	—	—	—	—
要支援1	183 単位	1,830 円/日	54,900 円	60,120 円	6,012 円
要支援2	313 単位	3,130 円/日	93,900 円	102,820 円	10,282 円
要介護1	542 単位	5,420 円/日	162,600 円	178,050 円	17,805 円
要介護2	609 単位	6,090 円/日	182,700 円	200,060 円	20,006 円
要介護3	679 単位	6,790 円/日	203,700 円	223,050 円	22,305 円
要介護4	744 単位	7,440 円/日	223,200 円	244,400 円	24,440 円
要介護5	813 単位	8,130 円/日	243,900 円	267,070 円	26,707 円

- ・当施設の介護費は1単位=10円です。
- ・介護費は、(介護の単位) × (単位の単価) × (利用日数) で求め、小数点以下切捨て。
- ・法的代理受領相当分も、介護費の※9割で求め、小数点以下切捨て。
- ・利用者負担分は、介護費から法的代理受領相当分を差し引いた額です。
- ・消費税は非課税です。
- ・介護保険制度では、直接処遇職員は要介護者等3人対1人以上の配置が必要とされています。

(注) ※一定以上所得がある方については7割～8割

※基本単位の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅲ 11.0%が加算されます

(3) 居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

居室内の水光熱費（水道料 月額 310 円、電気料 月額 1,500 円） ※（1）に計上済み	
シーツのリースサービス利用料 シーツのリースを希望された方のみ。月額 1,500 円（1 回／週）	
理美容代金	実費
おむつ代金	実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	日常生活品の購入代金
	乾燥機使用料 1 回 100 円
	個人で契約が必要となるもの（費用は実費負担となります）
	・電話使用料 契約者のみ月額
	・なんもくふれあいテレビ使用料 契約者のみ月額
	・なんもくインターネット使用料 契約者のみ月額
・NHK受信料 契約者のみ	
・新聞、雑誌購読料 契約者のみ	
・特別な食事（医師からの指示による） 原価などにより算定	
入院外泊等で居室を開けておく場合	規定による
退去時の精算費用	規定による

* 月途中での入退居時の利用料など

イ. 月の途中での入退所など 1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用料の額を当該日の実日数で除した額に、利用日数を乗じて得た額を請求します。

ロ. 生活費、食費 1 食毎に日割計算にて精算します。

ハ. 居住に要する費用、サービスの提供に要する費用は月単位で精算します。

ニ. 居室の原状回復

・居室内の模様替え等を行った場合は、入居契約書 17 条（現状回復の義務及び費用負担）に従って、入居者が実費を負担します。

・居室の状況に応じ、入居時の室内に戻すためのクリーニング代・壁面クロス張替・天井クロス張替え・床張替・トイレ便座取替え等の実費を入居者が負担します。

（経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合には、協議により相当な額に変更することがあります）

・病気療養等で 3 カ月以上居室を不在とするときは退去となる場合があります。

9. 利用料の請求及び支払い

利用料は上記をもとに 1 か月ごとに計算し、請求書を送付いたしますので、毎月 15 日までに以下の方法にてお支払いください

1. 入居者または身元引受人が、あらかじめ指定した現金口座からの振替 （貯金口座振替依頼書に基づきます）

10、当施設ご入居にあたって留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会時間等	面会時間は午前7時から午後8時です。入居者に来訪者があつたときは、その都度来訪者カードに記入し、事務所に届け出て下さい。
外出・外泊	入居者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定時間等を施設長に届け出て下さい。
居室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。 2. 居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬して下さい。 3. 居室において、喫煙、石油ストーブ、電気ストーブ、ロウソク、線香等火気類の使用を禁じます。なお、喫煙については、施設が指定する場所を利用下さい。
所持品の管理	自室にて、自己責任で管理して下さい。
現金等の管理	<p>紛失等トラブルの原因になりかねますので、大金・貴重な宝飾品等のお持ち込みはご遠慮ください。</p> <p>現金はご自身での管理となります。トラブルのもととならないよう、置き忘れ、紛失のないよう責任を持って管理して下さい。</p> <p>ただし、近親者がいないなどの特別な事情がある場合には事業所にて管理することもできますのでご相談下さい。</p>
医療機関への受診	<p>原則家族での対応をお願いしておりますが、希望により施設での対応も可能です。</p> <p>協力医療機関 下仁田厚生病院 内科、整形外科、循環器科、呼吸器科、眼科、皮膚科 大沢クリニック（なんもく分院） 内科</p>
部外者の利用	<p>外来者を宿泊させるときには、あらかじめ施設長に届け出て下さい。</p> <p>但し、入居者が在室中である場合に限りです。</p>
施設内禁止行為	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること 2. 指定した場所以外で火気を用いること 3. けんか、口論、泥酔、とぼく、中傷等他人に迷惑をかけること 4. 無断で、備品の位置または居室の形状を変更すること 5. 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること 6. 施設内で動物を飼育すること
入居者留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけて下さい。 2. テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落としてご利用して下さい。 3. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意して下さい。
食べ物の持ち込みについて	<p>食べ物は面会時に持参していただいても結構です。ただし、食べた物や量などを職員までお知らせ下さい。また、生もの、残った食べ物を置いていくこと、他の入居者へお渡しすることなどは禁止致します。</p> <p>（食中毒などの感染症予防、誤嚥・窒息事故防止のため）</p>

1 1、個人情報の保護

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了承を得るものとします。

1 2、高齢者虐待の防止

入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が入居者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 3、緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

1 4、苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口 茂木 雅弘
電話番号 0274-60-5505 FAX 0274-60-5506
受付時間 9時～17時 (土・日・祝日を除く)

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

群馬県健康福祉部介護高齢課
所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
電話番号 027-226-2561 FAX 027-223-6725
受付時間 9時～17時 毎週月曜日～金曜日

群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (群馬県社会福祉総合センター4階)
所在地 〒371-8525 群馬県前橋市新前橋13-12
電話番号 027-255-6669 (受付専用電話) FAX 027-255-6173
受付時間 9時～17時 毎週月曜日～金曜日

群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 〒370-0846 群馬県前橋市元総社町355番地の8

電話番号 027-290-1323 (受付専用電話)

受付時間 9時～17時 毎週月曜日～金曜日

南牧村役場 住民生活部 保健福祉課

所在地 〒370-2806 群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1098

電話番号 0274-87-2011 FAX 0274-87-3628

受付時間 8時30分～17時15分 毎週月曜日～金曜日

年 月 日

ケアハウスいこいの入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

【説明者】

ケアハウスいこい

職名・氏名

㊞

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意のうえ受領しました。

【利用者】

住所

氏名

㊞

【署名代行者】 (続柄：)

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住所

氏名

㊞